

《史料紹介》

「お内仏考」——『真宗在家勤行年中行事』翻刻——

青木 馨

解題

ここに一冊の、幕末期の真宗門徒向けのお内仏お給仕本がある。文政十二年（一八二九）版行の小本であるが、江戸期のこの種の本は管見ではほとんど他例を見ない。例えば、移徒勤めわたしの時の打敷は白、供器くげ（筥）の方立ほうたても白か銀とする。あるいは、不幸の時、遺骸は仏壇から離すか小屏風等で隔てるといったように、現在のあり方とは趣を異にする点も散見される。総じて、お給仕や報恩講はじめ、年中の祖師・高僧などの勤めごとの心得は細部まで厳格で、近世真宗門徒の日常のあるべき姿が浮き彫りとなる。そして、真宗の仏事全般を考察するために、ここに全文

「お内仏考」

を翻刻する。

そこで、あらためて「お内仏」とは何か、という点についても若干の考察を加えておきたい。

「お内仏」とは、いかなる空間を指す呼称であろうか（以下、内仏とする）。少なくとも東西本願寺で仏壇のことを、このように言い慣わして来た。特に東（大谷派）では現在もこの呼称を正式としているが（『真宗の仏事—お内仏のある生活—』（二〇一三年、東本願寺出版部刊）、こゝうした呼称についての意味合いは曖昧な説明がなされているように思われる。仏壇は「うつわ」、内仏は本尊中心の意義、と抽象化される。通仏教的にも、仏壇的概念としての呼称は用いられる。

三三三

次のような文書が管見に入っている。

依望其方、内仏壇<sup>二</sup>

本佛尊像安置被成、

御免則御裏御染筆

被遊下候間、難有被存、可有

頂戴候也、

石井隼人

文化十年

正長(花押)

四月廿五日

下間治部卿法眼

頼隆(花押)

越前国大野郡

松丸村伝心寺門徒

願主

教 恵

妙 秀

さらに、同日付達如筆木仏裏書、同年(一八一三)四月五日付「上納目録・銀三百八拾五匁五分」とする文書も添う。

これは、東本願寺から発給された「内仏壇」の本尊として木仏を許認する一連の文書である。ここで注目されるのが、「内仏壇」という呼称が正式に本山東本願寺で使われていることである。これによって「内仏」

「お内仏」の呼称が生じたと推定しておきたい。

もともと真宗門徒においては、道場仏壇・在家仏壇は未分化であったと言つてよい。すなわち、僧と俗の分化も不明瞭で、俗形であっても法名を名乗ることもあろう。撰津市慶徳寺記録(宝暦十四年・一七六四・同寺蔵)によれば、初代道場助(弘治元年(一五五五)正月十六日没)が「道場本」でこれが三代続いたとする。関西地方を中心に、他に「厨子元」「辻元」などの名称で俗道場が散在したことが知られている。寛永期の記録である『正福寺門徒本尊控帳』(二宮市正福寺蔵)に、元禄期に「持仏堂」の名称が見られ、蒲池勢至氏はこれを箱型仏壇と見る。しかし、固定仏壇か箱型かは、この呼称だけでは判然としない。箱型にする理由の一つは、他所への移動が可能であったという点である。俗道場は、必ずしも特定家ではなく坊主(責任者)が交替することもあり、当初は箱型仏壇も地域門徒(惣)の共有物であった場合も考えられる。家の成立と安置の関係は、もう少し後に一般化すると考えたい。

あらためて呼称について注目すると、なぜ「内仏壇」なのであろうか。結論は、「出仏壇<sup>①</sup>」に対する呼称と考えられる。出仏壇は、道場形式の基本である押板の仏壇からこれを改変し、後方より入内できることにより内陣が成立した形式のものである。いわゆる後門<sup>ごもん</sup>をつくり、須弥壇に木仏を安置し、視覚的にも儀式的にも道場の本堂化の特徴を見ることができ。そこには脇に余間も成立し、これは従来の押板形式が踏襲され、太子・七高僧などの掛軸が奉懸される。こうした変更があっても、これ

らの仏間空間は総じて「仏壇」なのであろう。

蒲池勢至氏は、内仏とは個人の箱型仏壇の呼称であるとし、「持仏堂」もこれに含まれるとする。「内」とは、表（公・本堂）に対する「奥」（私・庫裡）とする解釈であり、浄土宗などでも用いられる点も指摘される<sup>②</sup>。

真宗道場の場合、惣道場（先に見た「道場本」などと呼称される場合も含む。）段階においては住職家は未成熟であり、自庵化することで名実共に住職家が成立すると考えられる。ここに、住職家の仏壇も必要となろう。ただし、本堂仏間空間の内陣化とは必ずしも連動するものではないと考えている。

このように見てくると、元来「内仏壇」とは道場押板仏壇・箱型仏壇を問わず、共通の呼称と見てよいと考えられる。すなわち、出仏壇形式に対する内仏壇形式としての「形式」の呼称といってよい。そして、やがて多くの道場の寺院化にともなう本堂化による内陣空間（出仏壇形式）が普及する。

一方、近世後期には箱型仏壇も加速度的に普及し個人の居室への安置も増加し、やがて箱型仏壇そのものを「内仏」と略称することが一般化したと考えられる。

いずれにしても、現今大谷派などで顕伝される「お内仏」を「内なる仏」と伝承してきたとする解釈とは齟齬が生じることを付記しておきたい。

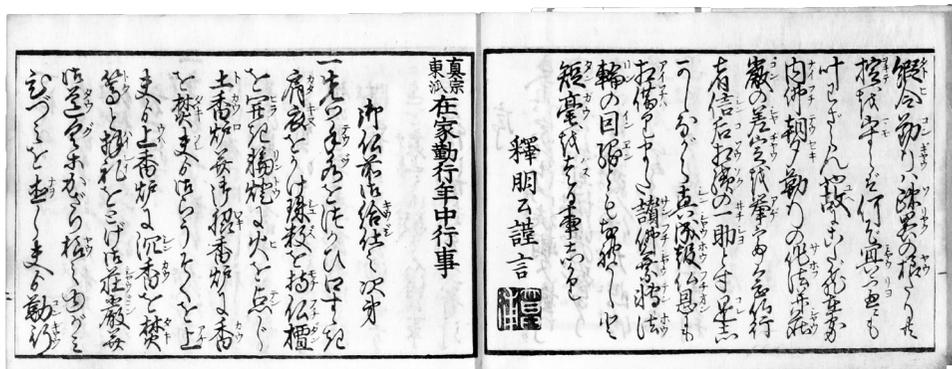
#### 注

① 櫻井敏雄「浄土真宗寺院本堂の成立過程」(上)(下)、『佛教藝術』一〇二・一〇四号、一九七五・佛教藝術学会編。なお(下)に、出仏壇を後門形式と同義として用いられる。

② 蒲池勢至氏の説は、筆者との議論の中でのごとく、口頭発表はあるが具体的に文章化されたものは無い。

#### (追記)

なお、翻刻と入力にあたっては千枝大志氏(同朋大学仏教文化研究所)・川口淳氏(同)・中川剛 マックス氏(同)、榎本明美氏に御協力いただいた。記して謝意を表したい。



凡例

翻刻にあたっては、漢字を適宜通行体に改めた。振り仮名が明らかに誤植のものも一部にあるが、原本に沿った。また、最後の略文字部分については活字に表現できないので、原本を転写した。(1オ)は丁数を示す。読み易くするために、適宜読点を付した。

『真宗 在家勤行年中行事』

書誌

縦十一・五cm、横十六・三cm

朱表紙、横本、袋綴。

全二十七丁、但二十八丁(オ)は裏表紙に糊付。

卷末二十七丁(ウ)・二十八丁(オ)に跋文あり。これに続き、以下の刊記あり。

文政十二丑年初夏

発起 釋朋公(印影)

名古屋本町五丁目

尾張書林

本屋重兵衛

《翻刻》

(1ウ) (1オ)

真宗 在家勤行年中行事  
序

夫真宗の御門徒朝夕勤行

の大意ハ、知恩報徳の為なり、

また自信教人信大悲傳

普化にして、其源六字の

果号なり、然れは無上大利

の功徳を得奉るべし、

抑 大小の寺院だに夫々

勤行の格式あり、いかに況や

在家の徒分に過たる、却而

不如法也、亦在家ハ事繁

からざるを要とす共いえり、

假令勤行ハ疎略の様たり共、

掟を守らば何ぞ冥慮ニも

叶わざらんや、故にこたび在家

内佛朝夕勤行の作法并 莊

嚴の差定を挙て、念仏行

者信后相統の一助とす、是し

「お内仏考」

かしながら真成報仏にも  
相備り、また讚佛乗一転法  
輪の因縁ともなれかしと  
短毫を走る事しかり、

釋朋公謹言 (印)

真宗 在家勤行年中行事  
東派

御仏前御給仕之次第

一、先ツ手水をつかひ口す、き

肩衣をかけ、数珠を持仏檀

を開き輪燈に火を点じ、

土香炉并御脇香炉に香

を焚、夫々御らうそくを上

夫々上香炉に沈香を焚、

篤と拝礼をとげ御莊嚴并

御道具等かさざり様のゆがミ

ひづミを直し、夫々勤行

可レ仕事、

右之次第二候へハ、数珠肩衣ハ

仏檀には不入置、次之間ニ差置

(2ウ)

方可然事、

一、在家ハ平日勤行ハ勿論兩

御追夜・御明日御祥月を初、

年頭歳暮・盆中ニ迄都而

御和賛次第三首引相勤候事、

但、次第三首章節未練之族

隔三首ニ而も可レ然候、洵ハ三ツユリ

迄を最上之御敬と心得候事、

一、報恩講御取越斗ハ六首引

にてもよし、近來正信儻真

四句目下りニ相勤候へ共、元來は

中拍子ニ而念仏賛ハ三ツユリニ

限るべし、五ツユリ等ハ無用之事、

一、回向ハ在家之分都而願以

此功徳に限るべし、外の回向

文ハ御免無レ之事、

一、報恩講御取越并正月三ヶ日・

盆中ハ朱らうそく上度事、

一、御供器ハ都而白供器可用之、

金供器ハ背之事、

但報恩講にハ近來乍背

(3ウ)

(3オ)

(4オ)

多く用ゆ可也、

一、御らうそく上ヶ候節ハ上ハ香炉カウに焼香シヤウカウ可レ仕事、

但是コレ今次下ニ焼香シヤウカウ可仕と

あるハ上香炉ウハカウ之事也、

一、御打敷ウチスキかけ候節ハ必御花束カナサズケツツ相備アイソナへ候事と心得ココロ置事、

一、御仏供フツクハ平日朝勤行済スミ

之上ニ而相備ソナへ可レ然候、但夫々

御忌日キニチニハ心懸ココロて御仏供上フツク

候之上勤行すべし、是を兼日中ケンニチウ

の御敬カヤマひといふ、尤四ツ八分を

限りカキニ下るべし、然ハ御追夜クイヤニハ

御仏供上フツクヶ候ニ不及候、都而佛ツボトクニ

昼後備物ヒルゴツナヘモノハせぬものと心得ココロ

置事、

一、炎暑エンショ之節勤行之時、導師ダウシハ

勿論モロシ助音ソネたり共、扇遣アウキツカひ候

事ハナハタ甚シよろしからず、禁コシ不ズ之

一、平日朝夕勤行之時土香炉ドカウロ

ばかりニ香カウを焚クキ、御らうそく

(5オ)

上ず御焼香シヤウカウなし、正信偈アセ舌々

念仏賛エカク回向共ニツユリたるべし、

一、十二月大晦日歳暮セイヤボ之勤行は、

正月元日設モチ之莊嚴シヤウゴウかざり立

候之上、可ニ相勤ソク候、尤御らうそく

上ヶ焼香も可仕候、

正信偈 舌々

念仏賛 南無阿弥陀仏ノ回向ノヨリ

次第三首回向共ユリ三ツ

御文 なし

但、御鏡餅カキミモチハ二重三重或ひハ

五重ニも格好次第、上ニ葉附ハツキの

ミかんを置、台ハ白片器シラヘギニ紙

を敷、左右ニ相備アイソナ可申候、

一、御華ハナハ真若松、うけひかへ梅、

そへハ柳草、留トメニ笹ササをあしらふ也、

一、御打敷御卓上下共かけ候事、

尤赤地モモアカヂよろし、

一、正月元日御蠟燭上ヶ焼香可仕候、

其身分ソノミミにイちし袴肩衣ハカマカキ、或ハ

のし免麻オノアサマシ上下着用之事、

(6オ)

正信偈 中拍子

念仏賛 弥陀成仏ヨリ次第第三首

回向共ユリ三ツ

御文 或人イハク 一帖目

一、同日夕時 同上

念仏賛御文共次第廻りニ勤レ之、

一、二日朝夕 右ニ准ジ廻り口勤レ之、

一、三日朝夕 右同断

但四日朝勤行済之上御鏡餅下、

御打敷等も取仕廻平日ニすべし、

御本山御坊所ハ七艸ナナクサ迄なれ共、

在家ハ四日朝切ニ取仕廻候事、

一、四日朝夕平日

正信偈 舌々

念仏賛 廻り口回向共ユリ二ツ

御文 廻り口

一、平日之夕時

正信偈 舌々 短念仏回向

御文 なしニ而もよろし

一、正月十五日朝

正信偈 中拍子

(4ウ)

(5ウ)

(6ウ)

念仏賛 廻り口三首引

回向トモユリ三ツ

御文 廻り口

一、同夕時

正信偈 舌々 短念仏回向

御文 無之

一、毎月廿一日夕時月次御追夜

御華御らうそく上ケ御焼香可仕候、

正信偈 中拍子

念仏賛 廻り口三首引

回向共ユリ三ツ

御文 末代无智 五帖目

一、毎月廿二日御明日

御仏供備之御らうそく上ル、

御焼香可仕候、

正信偈 中読

念仏賛 太子賛ノ内三首引

回向トモユリ三ツ

御文 毎月兩度 四帖目

一、同夕時ハ平日たるべし、

一、毎月廿四日夕時ハ廿五日朝迄ハ

「お内仏考」

元祖并蓮師の御忌日ニ付、御華

御らうそく上ケ御焼香可仕候、

正信偈 中拍子

念仏賛 廻り口三首引

回向トモユリ三ツ

御文 廻り口

但廿五日朝ハ聖人和賛之内引べし、

一、正月 廿四日夕時 迄之次第

元祖御忌ニ付御華ハ勿論上卓ニ

御打敷かけ軽く御華束備之、

御仏供御らうそく上ケ御焼香

可仕候、尤夕時ハ平日之通、

正信偈 中拍子

念仏賛 聖人和賛ノ三首引

回向トモユリ三ツ

御文 廻り口ニ而差別ニ不レ及

一、毎月廿七日 夕時月次御追夜

御華御らうそく上ル、御焼香可仕候、

正信偈 中拍子

念仏賛 弥陀成仏ヨリ次第第三首

回向共ユリ三ツ

御文 聖人一流 五帖目

一、毎月廿八日朝御明日右同様、

正信偈 同上

念仏賛 同上

御文 鸞聖人 (二三帖目)

一、同夕時ハ平日たるべし、

一、二月廿一日夕時

前住様御正當御追夜ニ付、

御華改上ケ御卓上下共御打

鋪かけ、御華束御らうそく上ケ、

御焼香可仕候、

正信偈 中拍子

念仏賛 弥陀成仏次第第三首

回向トモユリ三ツ

御文 末代无智

一、同廿二日朝当日ハ

聖徳太子も御正當之事ニ付、

御仏供御らうそく上ケ御焼香

可仕候、尤此日夕時ハ平日たるべし、

正信偈 中拍子

(7オ)

(7ウ)

(8ウ)

(8オ)

念仏賛 太子賛ノ内三首引

回向共ユリ三ツ

御文 毎月両度

但今朝御華と御華束ハ上ケ

替度候、是ハ前住様と太子ト

差別いたし候御敬ひなり、

一、三月三日朝上巳節会ニ付、御莊嚴

并勤行平日之通ニ而差別なし、

但御華には桃の花さしまぜ

上るばかり也、乍然此日ハ

天親菩薩之御正當御忌日ニ

候らへハ、上卓斗りニ御打敷かけ

軽く御華束御仏供相備之、

御らうそく上ケ御焼香も可レ仕候、

正信偈 中読

念仏賛 天親賛ノ内三首引

回向トモユリ三ツ

御文 廻り口ニ而差別不レ及

右以下六高僧 龍樹 天親 曇鸞

道緯 善導 源信

御祥忌日御敬ひ之儀在家ハ用捨

(9ウ)

(9オ)

有レ之候而も宜候、併信後相統之

ためニハ事ふれて、

如来前江之御敬相勤候方可レ然歟、

一、同日夕時ハ平日之通、但御華之内

桃之花斗りを取外之華と

さし替候事、

一、三月廿四日夕時 迄之次第

廿五日朝

蓮師之御正當ニ付、上下御卓

御打敷かけ御華改御華束

御らうそく上ケ、御焼香可レ仕候、

正信偈 中拍子

念仏賛 廻り口三首引

回向共ユリ三ツ

但、廿五日朝ハ聖人和賛引べし

御文 廻り口ニ而差別なし

一、三月廿六日夕時迄之次第、此日

廿七日朝

善導大師御正當ニ付、御迫夜

御当日ハ上卓ばかりニ御打敷かけ、

御華改上ケ軽く御華束相備之、御らうそく上ケ御焼香

(11オ)

(10ウ)

可レ仕候、

正信偈 中読

念仏賛 善導賛ノ内三首引

回向トモユリ三ツ

御文 廻り口ニ而差別なし

一、四月廿六日夕時迄之次第、此日

廿七日朝

導緯禪師之御正當御忌日ニ付、

都而次上之通、但御和賛導緯

賛之内相勤可レ申事、

一、五月五日端午之節句、莊嚴并ニ

勤行平日之通、但御華ハ四日

夕時前ハ菖蒲ヨモギを上る、

五日夕時過常之御花にすべし、

一、六月九日夕時迄之次第、此日

十日朝

源信和尚之御正當御忌日ニ付、

都而前頭善導大師御正當ニ

准し勤之、但御和賛ハ源信

賛之内を引べし、

一、七月七日朝七夕之節句、訳而

莊嚴ニ不レ及平日之通、但し

(11ウ)

(12オ)

御華に仙翁花をさしそへ  
 べし、但此日ハ曇鸞大師  
 御正当忌日ニ付、六日夕時ハ  
 当日迄都而善導大師之  
 御正当之通相心得、勤行ハ  
 曇鸞贊を可ニ相勤一候、勿論  
 夕時ハ平日之通たるべし、  
 一、七月十三日夕時盆会初り、上下  
 御卓御打敷かけ御花束上ル、  
 御華ハ盆中模真ニ改候事、  
 御らうそく上ケ焼香可レ仕候、  
 但勤行之儀ハ平日之通之事、  
 一、同十四日朝ハ十五日昏時迄を  
 盆会とす、  
 正信偈 中拍子  
 念仏贊 廻り口三首引  
 回向共ユリ三ツ  
 御文 廻り口  
 但、十三日夕時ハ十五日夜迄、  
 御仏前ニ燈籠トウロウとし輪燈リンシヤウ  
 にも火を点じ置候事、

「お内仏考」

(11ウ)

御華に仙翁花をさしそへ  
 べし、但此日ハ曇鸞大師  
 御正当忌日ニ付、六日夕時ハ  
 当日迄都而善導大師之  
 御正当之通相心得、勤行ハ  
 曇鸞贊を可ニ相勤一候、勿論  
 夕時ハ平日之通たるべし、  
 一、七月十三日夕時盆会初り、上下  
 御卓御打敷かけ御花束上ル、  
 御華ハ盆中模真ニ改候事、  
 御らうそく上ケ焼香可レ仕候、  
 但勤行之儀ハ平日之通之事、  
 一、同十四日朝ハ十五日昏時迄を  
 盆会とす、  
 正信偈 中拍子  
 念仏贊 廻り口三首引  
 回向共ユリ三ツ  
 御文 廻り口  
 但、十三日夕時ハ十五日夜迄、  
 御仏前ニ燈籠トウロウとし輪燈リンシヤウ  
 にも火を点じ置候事、

(12ウ)

一、同十六日朝ハ平日之通たるべし、  
 尤勤行過盆之莊嚴并に  
 燈籠をも取仕舞候事、  
 一、九月九日朝重陽之節句莊嚴  
 勤行平日之通、但し御華ハ  
 菊之花ハさし交上る、同日夕時  
 平日之通、但菊之花を取外  
 之花ニさし替候事、  
 一、十月十七日夕時ハ十八日朝迄  
 龍樹菩薩御正当御忌日ニ付、  
 前頭善導大師御正当之通  
 相心得、勤行ハ龍樹贊之内  
 可ニ相勤一候事、  
 一、十一月廿七日夕時  
 祖師聖人御正当之大連夜、  
 御華改上ケ上下御卓御打敷  
 輪燈釣リンシヤウやうらく朱らうそく  
 上ル、御焼香可レ仕候、  
 正信偈 中拍子  
 念仏贊 五十六億次第三首  
 回向トモユリ三ツ

(13ウ)

御文 御正忌 五帖目  
 一、同廿八日朝御仏供朱らうそく  
 上ル、御焼香可レ仕候、  
 正信偈 中拍子  
 念仏贊 三朝淨土次第三首  
 回向トモユリ三ツ  
 御文 鸞聖人(三帖目) 追記  
 右之通兼日中ニ相勤、其うへ  
 家内末々迄御札申上候事、  
 但、右之次第ニ付御らうそくハ  
 ともし捨ニ差置之候事、  
 一、同夕時御莊嚴取仕廻御華  
 上ケ替、都而平日ニすべし、  
 一、同廿九日朝平日ニ而勤行ハ  
 正信偈 中読  
 念仏贊 不了仏智次第三首  
 回向共ユリ三ツ  
 御文 多屋内方 二帖目  
 以上、  
 例年報恩講御取越之次第

(13オ)

一、御仏前莊 嚴格別念入候事、

御卓上下共御打敷下がけも

有たし、御華も念入べし、

御華束ハ高盛或ハ須弥盛、

但、白供器方立ハ赤に白覆輪、

朱の花らうそく、上之香炉ニハ

沈香念の入たるを焚べし、

輪燈釣やうらく有たし、且

御仏餉ハ朝上ケ置候分、御追夜

勤行過迄差置候而も莊嚴

にもなりてよし、又例之通り

四ツ八分ニ下ケテ御追夜相勤候ニ

無之候而も宜候、報恩講之儀

在家ハ一日一夜と相心得、左之通

相勤候を最上之御敬とすべし、

一、初追夜勤行之次第

御らうそく上ケ御焼香可仕候、

正信偈 舌々

念仏贊 弥陀成仏次第三首

回向トモユリニツ

御文 大坂建立 四帖目

(14ウ)

一、御追夜之次第

朱之花らうそく上ル、三重念仏

の上ケ之處ニ而立替可申事、

御焼香も可仕候、

正信偈 中拍子 又ハ四句目下り

念仏贊 五十六億次第六首

回向共ユリ真三ツ

御文 御講御文之内

一、晨朝之次第

御らうそく不<sub>レ</sub>上御焼香もなし、

正信偈 中読

念仏贊 无尊光仏ノミコトニハ

次第六首回向共ユリ三ツ

御文 鸞聖人 三帖目

一、御日中之次第

朱花らうそく上ル、三重念仏

上ケ之處ニ而御らうそく可立替候、

尤御焼香可仕候、

正信偈 中拍子或ハ四句目下り

念仏贊 弥陀大悲ヨリ 次第六首

回向トモユリ真三ツ

御文 無之

右勤行濟之上、御らうそく燈し

捨にて可<sub>レ</sub>差置候、家内徒者末々ニ

至るまでミなく

御仏前江罷出、惣御札申上候事、

其後御莊嚴御花等取仕廻、惣而

平日ニ仕、夕時勤行可<sub>レ</sub>相勤<sub>二</sub>候事、

一、右報恩講相濟候翌朝御莊嚴

向平日之通ニ而、御らうそく御焼香

もなし、

正信偈 中読

念仏贊 不了仏智ヨリ次第三首

回向トモユリ三ツ

御文 多屋内方

以上

御移徙之次第

是ハ新仏様申候歟、仏檀

仕替々節之事なり、

一、御卓上下共御打敷

但赤地之品不<sub>レ</sub>宜候、無地白之打敷

(14オ)

(15オ)

(15ウ)

かけ可申事、  
御華束高盛

但白供器方立ハ銀か又白之事、  
御蠟燭

但銀らう又白ろう之事、  
御華

但松竹梅又ハ松一色、赤松ハ無用之事、

一、上香炉

但沈香念の入たるを焚べし、

右勤行の儀は手次寺請待

読経可有之、経後同行助音、

正信偈 中読

念仏賛 七宝講堂道場樹ヨリ

次第三首回向トモユリ三ツ

御文 拈 二帖目

但手次寺導師の意に任すべし、

主人之心得迄ニ如斯記す、

御遠忌御大会相勤候次第

一、手次寺請待伽陀經読引統、

同行助音正信偈念仏賛回向、

「お内仏考」

都而報恩講之通たるべし、  
莊嚴之儀は例年報恩講之

振合ニ候得共、御大会之儀ニ候へハ、

諸事ニ付、別而念入候迄之事也、

一、前任上人様御年回之儀、信之

上よりハ可ニ相勤ニ候、莊嚴勤行

等之儀、毎年報恩講位之

事たるべし、但御和讃は浄土讚

十二座目を引べし、御大会

同様ニ相心得候儀ハ、不レ可レ然候、

在家其家々先祖両親等

祥忌日并年忌法事之次第

一、上卓有レ之候向は、上卓斗に

打敷かけ供物も軽く備へ、

御華改候事、迨夜当日共

御らうそく上ケ御焼香可レ仕候、

勤行ハ三首引ニ而御文共廻り口

にて差別なし、

但月次之忌日ニハ御花改上ケ、

御らうそく上ケ御焼香仕候

までニ而、上卓御打敷御花束  
上ケ候ニおよばす、

一、右同断年忌法事相勤候事

御華ハ勿論、上下御卓御打敷

かけ、御花束御らうそく上ケ、

御焼香可仕候、手次寺請待仕、

経読之上、同行助音勤行之

次第ハ、導師手次寺之意ニ

従ふべし、

但寺請待無之、同行中斗ニ而

法事相勤り候ハ、左之通

正信偈 中拍子

念仏賛 弥陀成仏 次第三首

回向共ユリ三ツ

御文 拝読スベシ

但又ハ、男之法事ならバ浄土賛

十四座目、女之法事ならハ同

十坐目御和賛、いづれも三首

引ニ相勤可レ申事、

不幸有レ之候節ニ之次第

不幸有レ之候節ニ之次第

一、未葬式出棺無之已前は、

御仏前莊嚴平日之通ニ而可然候、

しかし、御華ハ草木共色花類

除き、さし替可申候、一本花とて

真松毫本さす事有、ヨロシカラズ、

松にしらさき櫛の類取まぜ

さし置べし、

一、沐浴済同行勤行之節、御らう

そく上ケ御焼香も可仕候、

正信偈 舌々

念仏贊 弥陀成佛三首引  
回向トモユリニツ

御文 なし

一、棺置處之事穢躰之儀なれば、

御仏前之脇之方ニ小屏風等ニ而

隔て置べし、御仏前近く

差置候事、不敬之至と心得べし、

一、手次寺入来、かみそり相済候上

勤行之時、御らうそく上ケ御焼

香可仕候、右勤行済之上出棺

いたし候事、

一、右は出棺之跡ニ而、

御仏前中陰之御莊嚴ニすべし、

上下御卓、白無地之御打敷

白供器方立も白坎銀にて、

御花束軽く備へ、御華ハ色花を

不用さし替候事、

但、白御打敷ハ其家之分限ニ

応じ、白綾・白輪子・白羽二重

等ニ而拵置べし、

一、葬式済之上、三日追夜同行中

相勤候時、御らうそく上ケ御焼香

可仕候、

正信偈 舌々

念仏贊 弥陀成佛 三首引  
回向共ユリカイトリ三ツ

御文 白骨 五帖目

但高僧和贊ノ中、仏法力ノ不思議ニハ

より次第第三首に引もよろし、

一、骨揚之事、先ツ骨を拾ひて

骨桶江納め持帰り仏檀之内、

中檀之所ニ差置べし、御卓之上

一、香炉と一所に置候事、甚以て

宜からず、其心得有べし、

一、中陰之内七日々々之儀、其分限

相応に相勤べし、中陰之内ハ

御仏前ニ一燈ツ、上ケ置度者也、

略しても朝夕暫時之間ツ、ハ

御燈明上ケ置たし、当流にハ

五七日を弔上ケとす、猶更日数

短く候へハ一燈ツ、上ケ置べし、

尤中陰之内ハ御花色物宜し

からず、七日ノ追夜ニハ上卓

ばかりニ御打敷かけ、御花束備之

御らうそく上ケ、御焼香可仕候、

勤行も其心得有るべし

一、満中陰弔上ケ法事之節、御打敷

赤色に直してよく、御華も

色花をさし交て可然候、御らう

そく御華束焼香等ハ勿論也、

且那寺請待あらハ、勤行之儀ハ

住持之意ニ従ふべし、

ニキヒガシ  
ニ季彼岸之事

- 一、上下御卓御打敷かけ御華改上  
御花束相備候事、朝夕勤行ノ節々御らうそく上ル、但御焼香ハなし、併初中后之朝ハ焼香もすべし、勤行ハ平日之通ニ而夕時ニも御文拝読すべし、但此彼岸中其家々ノ命日等  
当り候時ハ、追夜当朝共焼香可仕候、御花束ハ初中后之追夜（モリカヘ）に盛替可申候、彼岸と云ハ入日之朝（アサ）初（ハジマ）り、七日めノ昼後（ヒルゴ）ニ莊嚴等取仕廻べし、

シヤウジン  
精進之次第

- 一、月次（ツキナミ）二回御明日始、家々先祖等之忌日ハ、朝（アサ）七ツ時迄相慎候事、  
右同断、都而正忌日は前日之夜食（ヤシヨク）今当日七ツ時迄之事、  
一、盆中精進なし、  
一、二季彼岸初中后之三日は

「お内仏考」

シヤウジン  
精進すべし、

- 一、霜月七昼夜精進すべし、但在家ハ其身分に応し、今一段軽く三日三夜位ニ而可（シカル）レ然（ヘキカ）坎、其人々々ノ心得（コノロエ）ニ可有事也、

附録

- 一、御仏供之事、当流ニハ白飯（ハクパン）高盛にして備る也、右之外小豆飯・茶飯・菜飯等之類、一切上る事無用たるべし、又御花束（ケソク）のかわりニ菓子之類備る事、無用と心得置事、  
一、御本山（テマ）山（ヤマ）頂戴之三帖御和贊に曲附する事恐ありと、懐中本（モトモ）を用る事、尤之事也、  
曲節ハ習ひ得たり共、他にほこる心あらハ不冥加之至也、節轉士（フシハカセ）ニハよるべからず、人々（ブンジン）の分限なりと云て中々

コウヅ  
容易ならざる事也、必々

- 一、勤行中らうそく立替候事、心得違ふべからず、  
先ツハ立替なしに勤行相済候而も、餘程残り候位之らうそくを上るべし、もし小ろうそくニ而勤行中にもへじりニ相成候ハ、可立替候、左様之時ハ、三重念仏之上ケ之處ニ而立替候もの也、亦大らうそくニ而もへつくず出来候て、火勢くらく相成候之時ハ、二重念仏の上ケ之處にて真を切候也、報恩講ハ勤行永く候へハ、花らうそくにても三重念仏之上ケニ而、必らうそく立替可申候、  
右いづれも其家々主人之心得也、尤其取扱方、勤行中事ニ付、随分相慎しとやかに取扱、礼敬可有之事、

(23ウ)

一、勤行中ハ御大切之御事ニ付、  
 無餘念人氣不動様相 慎  
 可ニ相勤候、彼是と立騒候事、  
 或ハ勝手向騒しからざる  
 やうニ、主人心を配り可レ申候、  
 若又輪燈などゆり込候て、  
 消か、り候事有之候ハ、夫々  
 勤行之透間を相考、か、げ  
 上ケ可レ申候、何分ニも

(24ウ)

(24オ)

一、如来様拜礼仕やう之事、  
 両手を篤と胸之中程に  
 当て  
 鼻之穴江指先を付るは  
 よろしからず、又両手之  
 ゆびを入交にする、是を  
 合掌又手といふて、是も

(25オ)

宜しからず、左右之指先  
 組合せおがむハ秘事法門  
 之者多く用る事なり、  
 当流之御門徒一切無用たるべし、  
 一、御和賛御文いただき様之事、  
 何れニも本の下之処を両手  
 にて持、我額口迄眞一字  
 におし上ケ、頭ハ少しうつむく  
 心持にて、うやく敷御大切ニ  
 いたたくべし、只軽々敷  
 口にねぶるか、鼻にかく様ニ  
 いたたくハ、甚不敬之至也、  
 導師相勤候ハ、別而可レ有  
 心得候事、  
 一、袴肩衣或は上下着用之儀、  
 惣じて寺方請待、都而、  
 式立候法会之時は、身分ニ応じ  
 勿論着用可レ致候、報恩講、  
 又八年回法事等之節ハ、袴  
 着用可レ致事也、近来ハ略を  
 好ミ候様ニなりたり、潜上にハ

(25ウ)

あらず、御敬を分別して  
 混同すべからず、  
 一、上香炉焼香仕候上、ふたを仕候  
 ものなり、しかし蓋仕候てハ  
 香立兼候ハ、ふたを上卓  
 之上ニ取置べし、勤行済  
 之うへ、必ふた仕候もの也、  
 一、御仏前ニ半畳ござ敷事、  
 随分宜候、寺方請待之時ハ、  
 必可鋪候、毛せんを敷候うへニ  
 薄ござ敷候事不宣候、両  
 品之内いづれニ而も一方にて  
 可レ然事、  
 法義者身持之事  
 一、御公義御法度并ニ  
 御国法之儀は勿論、仁義  
 礼智信五常之道、少しも  
 不相背様可致事、是二元來  
 御文之御教化也、尚今般  
 被一仰出一候七ヶ條并、六ヶ條

(26オ)

一、御公義御法度并ニ  
 御国法之儀は勿論、仁義  
 礼智信五常之道、少しも  
 不相背様可致事、是二元來  
 御文之御教化也、尚今般  
 被一仰出一候七ヶ條并、六ヶ條

等之御趣意也、トウノシユイ 急度相キツトアヲシナム 着

べし、法義ホウギ 欲コト、ふ程之身分ホドノミワフン

に、聊イハカも不埒フヂチ之事有之ニ

おゐてハ、常ツチ之人之悪敷アウシキ

より格別カクヘチに目立メダチ候て、

祖師善知識ソシセンチシキ様之御只カホに

泥ドロをぬる道理トウリに相当アヒアタり、

大罪タイザイ是に過スギたるハなし、と

可コニ相心ロウ得ウベシ候、是宗門ソウモン之あた

敵カタクにして、当流トウリウ衰微スイビ之基モト

と成候事ナリ、常ツチに忘脚ワウキョクすべ

からず、恐れ可コレ慎事シムヘキ、

何程口ナニホドクチに常ツチに法義ホウギを述ノベ

候ホトふても、都而スベテ之人ヨキヒトに能人ヨキヒトと

思オモハれずハ、仏法ブツポフに入イリたる

所詮ソセン無ム之候、誇難ハウナンこそ招マシき

出イダせ何程ナニホド申マシす共、聞人キキヒトが

信仰シンヤウ無ム之もの也、随分ズイブンく

柔和ニワカ忍辱ニンニクニ可有アルヘキ之事、

一、第一コノイハ二后生コノシヤウこそ一大事イハトシ也、と

いふ信心シンシンを可コレ取事トルヘキハ勿論モチロン也、

「お内仏考」

信シンの上ウヘよりハ智チ之御冥コマイウケ見

に漸ハチイリ入イリて、身ミを慎御恩シムミコオン

報謝ホウシャ之称名シヤウミヤウ、不可ケタイアルベカラザル有懈怠ウヘイ

ものなり、

一、法義ホウギ欲コトふ所詮ソセンにハ家内カナナイ

之者ウチも打ウチやわらぎ、万事マンジ

仏法ブツポフ之上ウヘより因果イノクワをあき

らめ、堪忍カンニンを専モハラニ仕シり、親子シンジ

兄弟ケウテイ夫婦フフ、其外ソノホカ眷属ケンゾクに

至イダる迄ムフマヅク睦アイクラ敷アイクラ相アイクラ暮アイクラし、尚ナラマタ又

家業カゲウ夫々レク無ム油断ユウタン相アイクラ励アイクラミ

候ホトらハ、自然シヤウゼンと其家ソノイエン繁昌ハンシヤウ

し、弥イヨク御法ミポフ義ギも潤ウルハふべし、

返カヘすくも信シンの上ウヘよりは、

常ツチに冥加メイカを恐オソれ奉マツり、

正直シヤウジキ之心コ懸コ第一コノイハ之事コト、

当流トウリウ筆記ヒチキリ略字リヤクジを知事シルコト、

一、及アツ姉イモ妹イモ、且ナシ且ナシ、且ナシ且ナシ

妻イメ、且ナシ且ナシ、且ナシ且ナシ、且ナシ且ナシ

妾メカ、且ナシ且ナシ、且ナシ且ナシ、且ナシ且ナシ

但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク

但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク、但ゴトク唯トク

右ミダヒ之外ソノホカ考カウへて読ヨムべし、

御文ミフミ五帖イハヒを知る哥ウタ

一ハ或アル、二ハ多屋内タヤナイニ、三八抑ノセ

四ハ夫真宗ソノマコト、五帖末代イハヒノヘ、

跋ハク

そもく当流トウリウの佛法ブツポフに

帰キする御門ミカド徒等トド、来る月ツキ・

変ヒる日毎ヒトに内佛前ナイワチゼンの勤行コウギヤウ・

莊嚴シヤウコン等に聊イハカの差略サリヤクを求モトめ

事コトおこましく、片腹カタハラいたき

風情フセイなれども、彼カつれく

筆フデをとれば物モノか、れ、樂器ガクキ

を取トルは音ネを立タテんとおもふ、

心ココロは事コトにふれて来キると、

假カリにも其器ソノウツに遊アソぶ時トキハ、

自然シヤウゼンと佛ブツ恩オン師シ恩オンの浅深センシン

厚薄カウハクをも知シり、次ツギにハ

四七

己マレがガ分フシ限シにニ、過クワ不フ及キの

失シツおオもモ辨フキマへヘ、謙ケン讓ヤウのノ礼レイ敬ケイ

をヲ重コソんンずズるル時トキはハ、佛ブツ祖ゾの

冥メイ慮リョにニもモかカなナひヒ、報ホウ恩オン

謝シャ徳トクにニもモ相アイ備ビはハりリ侍ハンらラんンとト、

爾ニ言イフ、

文政十二年初夏

発起 釋朋公(印)

名古屋本町五丁目

尾張書林 本屋重兵衛